アクセシビリティ・アイコン使用取扱要領

滋賀県

(趣旨)

第1条 本要領は、広報物に対してアクセシビリティ・アイコン(以下「アイコン」という。)の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用届出書等)

- 第2条 アイコンを使用する場合は、あらかじめアクセシビリティ・アイコン使用届出書(別記様式第1号)を文化芸術振興課長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - (1) 県内の地方公共団体が使用する場合
 - (2) 公益財団法人びわ湖芸術文化財団が使用する場合
 - (3) 県内の地方公共団体が構成員となる団体または県内の地方公共団体が事務局を 所管する団体が使用する場合
 - (4) 報道機関が報道の目的で使用する場合
 - (5) その他文化芸術振興課長が適当と認めた場合
- 2 文化芸術振興課長は、アイコンの使用が次の各号いずれかに該当する場合、使用の 中止を申し立てることができる。
 - (1) 滋賀県の信用または品位を害すると認められる場合
 - (2) 消費者や使用者の利益を害すると認められる場合
 - (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合
 - (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
 - (5) その他、文化芸術振興課長が不適切であると判断した場合

(使用確認書の交付および届出の有効期間)

- 第3条 前条に基づく届出があった場合、文化芸術振興課長はその内容を確認し、適当 と認める場合には、アクセシビリティ・アイコン使用確認書(別記様式第2号)を届 出者に交付する。
- 2 滋賀県は、前条の規定による届出に要した費用を一切負担しない。

(使用料)

第4条 アイコンの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 アイコンを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 第3条第1項に基づき確認された用途のみに使用すること。
 - (2) アイコンのイメージを損なう使用をしないこと。
 - (3) 第2条第2項第1号から第5号までに該当しないこと。

(届出内容の変更)

第6条 アイコンの使用を届け出た後、内容について変更しようとするときは、改めて変更 後の使用についてアクセシビリティ・アイコン使用届出書(別記様式第1号)を文化芸術 振興課長に提出しなければならない。

(アイコンに係る権利)

第7条 アイコンに関する一切の権利は、滋賀県に帰属する。使用者は、アイコンならびに アイコンを含む商標および模様等について、商標登録および意匠登録をしてはならない。

(責任の制限)

第8条 アイコンの使用を届け出た者がアイコンの使用によって第三者に対して損害また は損失を与えた場合でも、滋賀県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負 わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、アイコンの使用に関して必要な事項は、文化芸術振興課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年7月26日から施行する。